

# 与謝野町人事行政の運営等の状況の公表について

(令和元年度版)

令和2年8月

与 謝 野 町

# 目 次

## 第1編 人事行政の公表

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
  - (1) 部門別職員数の状況
  - (2) 職員の採用・退職の状況
  - (3) 再任用の状況
  - (4) 年齢別職員構成の状況
  - (5) 職員数の推移
  - (6) 等級及び職制上の段階ごとの職員数
- 2 職員の人事評価の状況
  - (1) 人事評価の目的
  - (2) 人事評価制度の概要
  - (3) 評価期間
  - (4) 対象者
- 3 職員の給与の状況
  - (1) 人件費の状況
  - (2) 職員給与費の状況
  - (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
  - (4) 職員の初任給の状況
  - (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
  - (6) 職員手当の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
  - (1) 勤務時間の状況
  - (2) 休暇の状況
- 5 職員の休業の状況
- 6 職員の分限及び懲戒処分等の状況
  - (1) 分限処分の状況
  - (2) 懲戒処分等の状況
- 7 職員のサービスの状況
  - (1) サービスに関する基本原則
  - (2) 営利企業等の従事の許可状況
- 8 職員の退職管理の状況
  - (1) 離職者の退職管理の概要
  - (2) 離職者の再就職状況
- 9 職員の研修の状況
- 10 職員の福祉及び利益の保護の状況
  - (1) 福利厚生制度の状況
  - (2) 公務災害の発生状況
- 11 その他町長が必要と認める事項

## 第2編 公平委員会の報告事項

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 2 不利益処分に関する不服申し立ての状況

# 第1編 人事行政の公表

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 部門別職員数の状況

部門	区分	職員数		対前年増減	主な増減理由
		平成30年	令和元年		
一般行政部門	議会	3	3		府からの出向職員の代替に職員を補充 保育士・栄養士等の増、短時間再任用の代替にフルタイム再任用を補充 衛生プラントの増、保健師の増 事業の縮小による減
	総務	49	49		
	税務	10	10		
	労働	1	1		
	農林水産	11	11		
	商工	13	14	1	
	民生	75	81	6	
	衛生	17	19	2	
土木	15	14	▲1		
	小計	194	202	8	
特別行政部門	教育	36	34	▲2	幼稚園の減、退職者を短時間再任用で補充
	消防				
	小計	36	36		
公営企業等部門	病院	7	7		下水道事業の減 国保事業の減
	水道	5	4	▲1	
	下水道				
	交通	16	15	▲1	
	小計	28	26	▲2	
	合計	258	264	6	

### (2) 職員の採用・退職の状況

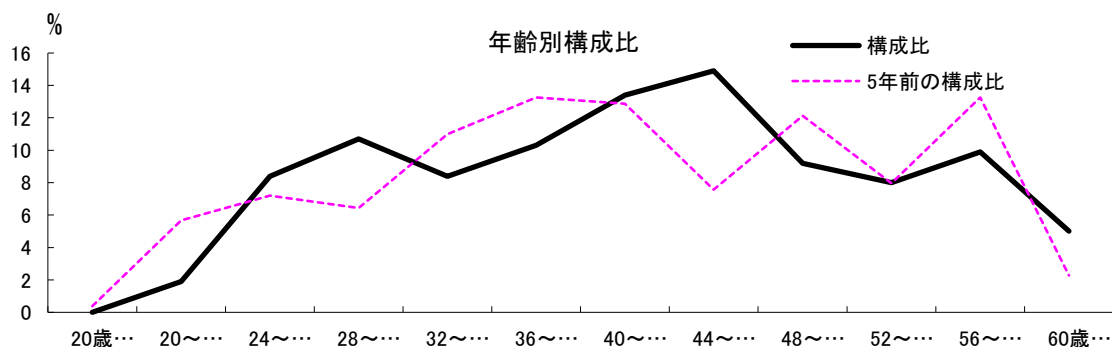
職種	採用（令和元年度）	退職（平成31年4月1日～令和2年3月31日）		
		定年	早期応募	その他
一般事務職	2	3	3	
技師職				
保育士・幼稚園教諭	3	2		2
保健師	2	1	1	
理学療法士				
主任介護支援専門員	1			
管理栄養士	1			
技能労務職		1	1	

### (3) 再任用の状況（令和元年度）

区分	常時勤務	短時間勤務
一般事務職	7	1
技能労務職		1

### (4) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	5	22	28	22	27	35	39	24	21	26	13	262



## (5) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	区分						過去5年間の 増減数(率)
	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	
一般行政	190	195	202	199	194	202	12 (6.3%)
教育	41	41	36	36	36	34	▲7 (▲17.1%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計	231	236	238	235	230	236	5 (2.2%)
公営企業等会計	33	32	30	29	28	26	▲7 (▲21.2%)
総合計	264	268	268	264	258	262	▲2 (▲0.8%)

## (6) 等級及び職制上の段階ごとの職員数 (H31年4月1日現在)

## 行政職給料表(一)

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	16	6.6	主事補	5	52	21.5	係員級
				主事 保育士等	4 7			
				計	16			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	36	14.8	主事補	2	36		
				主事 保育士等	21 13			
				計	36			
3級	係長、主任及び主査の職務	108	44.5	係長	13	108	44.6	係長級
				主任・主査 主任保育士等	65 30			
				計	108			
4級	(1) 課長、センター長、局長、次長、室長、所長又は園長を補佐する職務 (2) 困難な業務を行う係長の職務	39	16.0	課長補佐	25	38	15.7	補佐級 課長
				園長補佐等 係長(困難)	13 0			
				計	38			
5級	所長、園長又は主幹の職務	26	10.7	主幹	17	26	10.7	主幹級
				所長等	9			
				計	26			
6級	参事、課長、センター長、局長、次長又は室長の職務	18	7.4	課長	15	18	7.4	課長級
				局長等	3			
				計	18			
合計		243	100.0					

## 行政職給料表(二)

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的又は補助的な作業を行う職務	1	5.0	作業員	0	1	5.0	係員級
				調理員	1			
				計	1			
2級	技能又は経験を必要とする作業を行う職務	0	0.0	作業員	0	0		
				調理員	0			
				計	0			
3級	高度の技能又は経験を必要とする作業を行う職務	19	95.0	作業員	5	19	95.0	係長級
				調理員	14			
				計	19			
合計		20	100.0					

## 2 人事評価の状況

### (1) 人事評価の目的

組織の目標を踏まえて職員が自ら設定した達成度及び職務上発揮した能力を適正に評価することにより、職員の主体的な務遂行及び能力の開発を促すことによって、人材育成及び人事管理に資することを目的とする。

### (2) 人事評価制度の概要

各職員が組織ごとに明示された役割を踏まえて設定した3以上5以下の目標の達成度（業績評価）と10項目程度の職務上求められる行動ごとの能力の発揮度（能力・態度評価）を評価者が評価する。評価は、自己評価、面談を踏まえた1次評価、2次評価により行い、絶対評価を基本としている。なお、評価結果については、次年度の目標設定と能力開発に活用すると同時に、給与、任用、分限、その他人事管理に活用するものとする。

### (3) 評価期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

### (4) 対象者

全職員。ただし、休職により評価が出来ないものは除く。

## 3 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H30年度	21,811	11,333,404	17,569	1,823,423	16.1	14.9

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H30年度	230	775,929	127,106	308,532	1,211,567	5,268	5,581

### (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
一般行政職	43.7 歳	310,700 円	355,920 円	332,753 円
技能労務職	53.7 歳	289,400 円	306,495 円	300,260 円

### (4) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分	与謝野町		国
	大学卒	高校卒	
一般行政職	180,700 円	148,600 円	180,700 円
	148,600 円	-	148,600 円
技能労務職	146,000 円	138,000 円	-
	138,000 円	-	-
教育職	180,700 円	-	-
	-	-	-

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	10年以上15年未満			15年以上20年未満			20年以上25年未満		
	大学卒	高校卒	該当なし	大学卒	高校卒	該当なし	大学卒	高校卒	該当なし
一般行政職	269,900 円	220,000 円	-	303,000 円	290,700 円	-	333,200 円	324,800 円	-
	220,000 円	-	-	290,700 円	-	-	324,800 円	-	-
技能労務職	該当なし	該当なし	-	該当なし	258,900 円	-	279,400 円	-	-
	該当なし	-	-	258,900 円	-	-	-	-	-
教育職	該当なし	該当なし	-	該当なし	-	-	該当なし	-	-
	該当なし	-	-	該当なし	-	-	-	-	-

(6) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

与謝野町	京 都 府	国
1人当たり平均支給額 (H30年度) 1,388 千円	1人当たり平均支給額 (H30年度) 1,732 千円	-
(H30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(H30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(H30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~13%	(加算措置の状況) ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%・20%	(加算措置の状況) ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 勤勉手当への勤務成績の反映については、当町において未実施です。

② 退職手当 (平成31年4月1日現在)

与謝野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.040 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.040 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.758 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.758 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.709 月分	47.70900 月分	最高限度額	47.709 月分	47.70900 月分
加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (3~45%加算) ・調整額 (在職期間中の職務の級に応じた加算)			加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (3~45%加算) ・調整額 (在職期間中の職務の級に応じた加算)		

(注) 退職手当については、京都府市町村職員退職手当組合に加入しており、同組合の規定の支給率です。

③ 地域手当

与謝野町は支給対象地域に該当していません。

④ 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
社会福祉業務従事手当	従事職員	死体処置業務	1回につき1,000円
し尿処理業務従事手当	衛生プラント職員	し尿処理施設内での作業	月額: 12,000円
		し尿収集作業・運転	月額: 18,000円
		し尿収集作業	月額: 17,000円
火葬場業務従事手当	火葬場職員	火葬作業	月額: 20,000円
有害鳥獣処理業務手当	農林課職員	捕獲、保護、死骸処理作業	1回につき1,000円

⑤ 時間外勤務手当

平成30年度	支 給 実 績	54,082 千円
	職員1人当たり平均支給年額	246 千円
平成29年度	支 給 実 績	60,319 千円
	職員1人当たり平均支給年額	268 千円

⑥その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶 養 手 当	1 配偶者 6,500円 2 扶養親族たる子については1人につき 10,000円 3 その他の扶養親族は、1人につき 6,500円 4 配偶者がいない場合 うち1人のみ 10,000円 5 満16歳になる年度の4月から満22歳になる年度の3月までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ	-
住 居 手 当	月額12,000円以上の家賃を支払っている場合家賃額に応じ支給 1,000円～27,000円	同じ	-
通 勤 手 当	1 交通機関利用者通勤に要する運賃等の相当額 月額55,000円以内 2 自動車等使用者片道2km以上の通勤者に通勤距離に応じ支給 月額2,000円～31,600円	同じ	-
単 身 赴 任 手 当	異動等に伴い住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することとなった職員 基礎額 30,000円 加算額 8,000円～70,000円	同じ	-
休 日 勤 務 手 当	祝日・年末年始の休日に正規の勤務時間中に勤務した職員に対し、勤務1時間当たり給与額の100分の135支給	同じ	-
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌午前5時)に勤務した職員に対し、勤務1時間当たり給与額の100分の125支給	同じ	-
宿 日 直 手 当	通常の日直 4,200円 ただし、5時間未満の場合2分の1	同じ	-
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対し、給料月額額の100分の25以内支給	異なる	国は定額制
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合 2時間未満 2,000円 5時間未満 4,000円 5時間超 6,000円	異なる	支給区分及び支給額の相違

⑦特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	町 長	714,000 円 ( 円 )	(参考) 類似団体における最高/最低額 890,000 円 / 385,000 円
	副 町 長	583,000 円 ( 円 )	730,000 円 / 530,000 円
報 酬	議 長	310,000 円 ( 円 )	445,000 円 / 271,000 円
	副 議 長	280,000 円 ( 円 )	375,000 円 / 217,000 円
	議 員	250,000 円 ( 円 )	344,000 円 / 202,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(R1年度支給割合) 年間 3.40 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(R1年度支給割合) 年間 3.40 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職年数×100分の530	15,136,800 円 任期ごと
	備 考	給料月額×在職年数×100分の315	7,345,800 円 任期ごと

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間の状況（標準的な割振り）

勤務時間	一週間の勤務時間	一日の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
		38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分
週休日	土曜日及び日曜日（勤務を割り振らない日）				
休日	国民の祝日及び年末年始の休日				

##### (2) 休暇の状況

###### ① 主な休暇の種類

区分	内容・取得条件等	期間
年次休暇	年次有給休暇は、休日とは別に労働者にできるだけまとまった休暇を有給で与え、心身の疲労を回復させ、労働力の維持を図ることを目的とした制度です。	1年につき20日間（ただし、20日を越えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができます。）
病気休暇	病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
公務上負傷	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病	その療養に必要と認められる期間
結核性疾病	結核性疾患	1年を超えない範囲内で、その療養に必要と認められる期間
その他	上記以外の負傷又は疾病	90日を超えない範囲内で、その療養に必要と認められる期間
特別休暇	選挙権その他公民としての権利の行使、結婚、出産、交通機関の事故、その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 ※ 主な特別休暇は以下のとおり	
選挙権等行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人等出頭	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
ドナー休暇	骨髄移植のための登録又は提供に伴う検査、入院等の場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合	1年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため	連続する5日の範囲内の期間
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に産出する予定である女子職員が申し出た場合	産出の日までの申し出た期間
産後休暇	女子職員が産出した場合	産出の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
育児休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産休暇	妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間
男性職員の育児参加休暇	職員の妻が産出する場合であって、当該産出に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	産出予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該産出の日後8週間を経過する日までの期間における5日の範囲の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間
短期介護休暇	要介護者の介護や世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
忌引休暇	親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ連続する1日から7日（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間



父母の追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事（父母の死後町長の定める数年内）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
夏季休暇	夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から10月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
災害	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
交通遮断	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
危険回避	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
介護休暇（無給）	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により一定期間日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であるとき	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を上限に、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間

②年次有給休暇の状況（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
9,655	1,937	252	7.7	20.1%

③介護休暇の状況について（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

区分	介護休暇取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業の状況（令和元年度）

区分	前年度からの継続者数		令和元年度新規取得者数	
	育児休業	部分休業	育児休業	部分休業
男性職員	0人	0人	0人	0人
女性職員	5人	0人	7人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分の状況（令和元年度）

処分手由等	降任	免職	休職	降給	失職	計
勤務実績がよくない場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	3人	0人	0人	3人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	3人	0人	0人	3人

(2) 懲戒処分等の状況（令和元年度）

処分手由等	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
一般服務違反関係	0人	0人	0人	0人	2人	2人
公金公物取扱い関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
倫理保持違反行為関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
監督責任関係	0人	0人	0人	0人	2人	2人
公務外非行関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係	0人	0人	1人	0人	18人	19人
計	0人	0人	1人	0人	22人	23人

## 7 職員のサービスの状況

### (1) サービスに関する基本原則

職員のサービスの根本基準は、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められております。

基本原則	概要
職務専念義務 (地公法35条)	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
信用失墜行為の禁止 (地公法33条)	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
営利企業等の従事制限 (地公法38条)	職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。
争議行為等の禁止(地公法37条)	職員は、争議行為等が禁止されています。
守秘義務(地公法34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限 (地公法36条)	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与してはならない他、政治的目的を持って投票勧誘運動等を行ってはならないなど、政治的行為が制限されています。

### (2) 営利企業等の従事の許可状況 (令和元年度)

許可した内容	許可件数	備考
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体役員その他の地位を兼ねるもの	0	
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0	
上記以外の、報酬を得て、事業又は事務に従事するもの	11	地区役員、各種統計調査員、消防団員、その他公共的団体の役員等

## 8 職員の退職管理の状況

### (1) 離職者の退職管理の概要

地方公務員法が改正され、再就職の公正性・透明性の確保及び信頼性を高めるため、離職時に課長職以上であった者のうち営利企業等に再就職した者(自営業・農業に従事している者は含みません。)の状況を過去2年分公表することとしています。

### (2) 離職者の再就職状況 (令和元年度)

離職時の所属及び職名	離職日	再就職又は再就職予定の日

## 9 職員の研修の状況

### (1) 研修方針・体系の概要と実施状況

優れた人材の育成と職員や職場の意識改革・風土の改革をはかり住民サービスを向上させるため、平成19年1月に与謝野町人材育成基本方針を定め、各種の研修を実施しています。

#### ①町独自研修等

- 認知症サポーター養成講座  
対象：正職員
- 行政改革に関する研修会 行政の現場～住民自治、行政改革の先進事例～  
対象：正職員
- 行政改革研修 豊岡市行政改革の取組～新しい好況による協働の推進～  
対象：正職員・嘱託（臨時）職員
- 行政改革研修 SDGsによる持続可能な街づくりの推進～SDGsを活用するために、まず私ごと～  
対象：新規採用職員
- ゲートキーパー養成講座（話の聴き方講座）  
対象：係長、課長補佐 ほか
- 人事評価研修 人・仕事・組織のマネジメント及び人材育成  
対象：主管・課長補佐・係長級職員
- 行政改革研修 住民サービス向上を目指すオフィス改革 ～令和の”お役所”はこうなる!?～  
対象：与謝野町職員
- 事務事業評価(二次評価)  
対象：二次評価チーム職員
- 安全運転技能講習（JAF交通安全講習）  
対象：各課職員1～2名程度
- eラーニングによるセキュリティ研修  
対象：グループウェア利用者全職員
- 障害者差別解消法に学ぶ  
対象：採用3年未満職員及び希望者
- 組織マネジメントおよび人事育成につながる人事評価制度  
対象：主管・課長補佐・係長級
- 行政改革研修「地域コミュニティと自治体のよりよい「つながりかた」を考える  
対象：与謝野町職員
- 会計事務にかかる初任者研修会  
対象：採用後5年までの職員及び希望者
- 厚生会出前健康講座  
対象：主任・主事級職員
- 法務執務研修（基礎編・中級編）  
対象：受講を希望する職員
- 公務員倫理研修  
対象：正職員

#### ②その他の研修

- 地域農政未来塾フォローアップ研修及びシンポジウム  
対象：担当職員
- 人事評価制度等に係る研修会  
対象：担当職員
- 第33回人権啓発京都集会  
対象：担当職員
- 「美しく豊かな阿蘇海をつくり未来につなぐ条例」制定までの経過等講演（講師研修）  
対象：担当職員
- （丹後塾）丹後広域振興局管内職員勉強会(4回)  
対象：正職員（希望者）

④京都市市町村振興協会職員研修

区分	研修科目名	受研者数
階層別研修	新規採用職員	5
	5年目職員A	9
	5年目職員B	6
	10年目職員A	2
	10年目職員B	2
	監督者（新任係長研修）	2
能力開発研修	法制執務（入門）	1
	法制執務（基礎）	2
	仕事の効率アップ	4
	コミュニケーション（アサーション）	1
	クレーム対応	1
	ファシリテーション	2
	海外行政調査研究	2
	危機管理	1
	OJT指導者養成	1
	コンプライアンス	1
	エクセル ※追加実施分を含む	4
実務研修	税務（住民税）	1
特別研修	トップセミナー	5
	（議会）委員長	5
	（議会）広報	8
	（議会）事務局職員	1
	監査	3

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の状況

地方公務員法42条で定められている厚生制度、43条で定められている共済制度については、府内の自治体で組織する京都市市町村職員共済組合及び財団法人京都市市町村職員厚生会に所属し、職員の健康管理、福利厚生事業を実施しております。

#### ①福利厚生制度の状況（令和元年度）

区分・事業内容	対象者	備考
スポーツ・健康・交流事業	参加希望者	京都市市町村職員厚生会による事業  職員数・ 267名 負担金・ 5,808千円 一人あたり 21,753円
生涯学習・自己啓発支援事業	参加希望者	
給付事業		
健康回復助成金	該当者	
療養見舞金		
傷害見舞金		
人間ドック利用助成金		
結婚祝金		
子育て支援金		
子育て祝金		
要介護者等支援助成金		
災害見舞金		
死亡弔慰金		
カフェテリアプラン事業		
退職互助事業	全職員	
会員相互の親睦を深める事業、旅行等	互助会員	与謝野町職員互助会による事業

#### ②共済制度の状況（京都市市町村職員共済組合による事業）

区分・事業内容	対象者	備考
短期給付事業		※組合員自身やその家族が病気、けが、災害にあったとき等に給付する事業で、国民健康保険、健康保険に相当する事業です。
療養費	該当する組合員及び被扶養者	
家族療養費		
出産費（家族出産費）		
埋葬料（家族埋葬料）		
傷病手当金		
育児休業手当金		
介護休業手当金		
災害見舞金		
保健事業		※組合員自身やその家族の健康と福祉の増進を図るための事業です。
健康対策事業	全組合員	
疾病予防事業	希望者	
検診事業		
巡回検診	全職員	
人間ドック	希望の職員及び被扶養者	
健康診断結果相談会	希望者	
特定保健指導	対象者	
保健・保養・その他の事業	対象となる利用者	
長期給付事業	組合員	共済年金 ※厚生年金に相当する事業です。

### (2) 公務災害の発生状況

職員の公務上の災害又は通勤による災害に対して補償を行います。  
認定及び補償は、地方公務員災害補償基金京都府支部が行っています。

区分	認定件数（令和元年度）
通勤災害	0件
公務上の災害	1件

## 第2編 公平委員会の報告事項

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況  
該当なし（令和元年度）
- 2 不利益処分に関する不服申し立ての状況  
該当なし（令和元年度）